

Ⅷ 年 表

年 月	項 目
明治 33 年 3 月	「汚物掃除法」を制定 清掃行政の第一歩が始まり、当時は土壌改良並びに、肥料としての農村還元や住民による自家処理に頼っていた。一部地域においては、牛（塵芥）、馬（し尿）による収集が行われていた
昭和 5 年	「汚物掃除法」の改正に伴い、糞尿の処理は市の義務となったが、し尿においては現実に農家の汲取りにより処分されていた
昭和 22 年	一般家庭を対象とする申込制による塵芥収集が開始される。塵芥は、牛車による収集から、大八車が用いられ、農村還元により終末処理されていた
昭和 25 年 11 月	三鷹市制を施行
昭和 26 年 4 月	厚生課から衛生課が独立
昭和 28 年 4 月	清掃作業員詰所が上連雀共同作業所から旧庁舎、農協（現 J A 東京むさし）倉庫脇に移転
昭和 29 年 7 月	「清掃法」が施行 ごみ処理は市町村の責務であること、衛生的観点から清掃区域を定めてごみを計画的に収集、処理すべきことなどが定められた
8 月	「三鷹市清掃条例および同施行規則」の制定
昭和 30 年 1 月	武蔵野三鷹地区保健衛生組合が設立 大八車から現行の自動車収集に切り替えられる
昭和 31 年 6 月	全国清掃協会が 全国都市清掃会議 と改名（昭和 22 年 7 月に都市清掃協会として創立、昭和 30 年 7 月に全国清掃協会と改名）
昭和 33 年 9 月	武蔵野三鷹地区保健衛生組合立塵芥処理場が完成 （三鷹市新川 1 - 6、固定式バッチ焼却炉 10 基、1 日当り処理能力 37.5 t）
昭和 34 年 9 月	ふじみ塵芥焼却炉を増設 （固定炉 10 基、これにより 1 日当り処理能力は 75 t に伸びる）
昭和 35 年 1 月	ふじみ衛生組合 （三鷹市・調布市）が設立
昭和 36 年 10 月	ふじみ衛生組合し尿処理場が設立 （調布市深大寺町 1893 番地、加温消化方式消化槽 2 基 288kl/日竣工（三機工業））
昭和 38 年 4 月	「清掃条例」を一部改正 手数料を従量制と人頭制の 2 本立てとする
9 月	全国都市清掃会議関東地区協議会が設立 （清掃事業の調査の研究、情報交換を目的とする）
昭和 40 年 5 月	そ族昆虫駆除事業を業者に委託
昭和 41 年 4 月	し尿収集運搬業者解散し、 社団法人多摩清掃公社が設立 （三鷹市・小金井市・国立町加入） 保健婦が国民健康保健課から衛生課へ編入される
9 月	塵芥処理場に ロータリードライヤ式機械焼却炉を新設 2 基 70 t/日（総工費 1 億 5,285 万円）

年 月	項 目
10月	ごみ手数料（一般家庭分）の廃止および収集方法を改善（厨芥、雑芥の分別収集を混合芥収集に切り替え、業者に委託。4業者、車両10台、不燃ごみ収集のみ直営）
昭和42年4月	予防接種事業を三鷹市医師会に委託
6月	アメリカシロヒトリ駆除事業を業者に委託
昭和43年7月	東部下水処理場の一部施設が完成（市内で水洗化が開始）
9月	清掃業務を主管とする都市の部課長による東京都市町村清掃協議会が結成
11月	し尿汲取り手数料徴収方法を改善
昭和44年4月	三鷹保健所が開設
11月	塵芥焼却場に新炉完成（機械炉1基、8時間当り50t処理、半逆炎方式公害防止のための電気集じん装置を保有、工費2億3,000万円）
昭和45年4月	し尿汲取り手数料（一般家庭分）を廃止
9月	1・2号焼却炉を改修（総経費1億2,500万円）
10月	「草刈条例」を施行
12月	清掃法を全面改正し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を制定
昭和46年2月	塵芥焼却場の公害に反対する調布市緑ヶ丘一丁目の主婦により焼却場入口でピケが張られる
昭和46年4月	衛生課が保健衛生課となる
9月	ごみ減量運動が始まる
12月	三鷹市長より次の3点を武蔵野市長へ申し入れる 1 ごみ減量運動の展開について 2 不燃物の持込みお断りについて 3 ごみ焼却場の分離独立について
○	ごみ収集車が機械化され、平ダンプからパッカー車となる
昭和47年4月	保健衛生課が環境衛生課と健康管理課に分課される。環境衛生課は管理指導係、環境衛生係、清掃係で構成
○	殺虫剤の人体残留による汚染防止を目的とし、従来、行っていた薬剤散布および家庭配布等を全面的に廃止する
6月	不燃物処理が市の単独処理となる
○	焼却場で段ボールを選別する
7月	武蔵村山市（志賀興業保有）の砂利穴から羽村、瑞穂両町（三多摩環境整備保有）の砂利穴へ多摩各市とともにごみを捨て始める
○	「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を施行 （4月1日適用。一般廃棄物処理手数料徴収開始。※6月条例可決、7月公布）
○	2号焼却炉が爆発し、炉内の煉瓦が破損する
○	三鷹駅前公衆便所を新築
9月	清掃条例施行規則を廃止し「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則」を制定

年 月	項 目
11月 昭和48年1月 3月	<p>ごみ 市搬入 1kgにつき7円 自家搬入 1kgにつき3円</p> <p>し尿 1リットルにつき3円</p> <p>ごみ減量運動を実施、推進する</p> <p>清掃事務所を新築</p> <p>公害対策のため、1・2号焼却炉用電気集じん機が完成（工費9,990万円）</p>
昭和48年4月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 昭和49年1月	<p>アメリカシロヒトリ防除関係業務を公害課・緑化推進係へ移管</p> <p>条例を一部改正～処理場への搬入ごみの処理手数料徴収事務を武蔵野三鷹地区保健衛生組合に移管</p> <p>羽村・瑞穂両町に埋立処分を行う20市2町で「廃棄物終末処理対策協議会」が設立</p> <p>議員立法により、条例を一部改正～空きびん・空き缶・プラスチック等製造業者に対して回収を命令する等第4条に市長の責務を明確化</p> <p>社団法人多摩清掃公社が解散</p> <p>同時に、し尿処理が市直営（無料化）となる</p> <p>不燃ごみ圧縮機（コンパクター）の設置</p> <p>コンパクターによる不燃物積替所の業務を開始</p> <p>○ 石油危機による経済不況到来でごみの排出量が減少</p> <p>条例第4条の規定に基づき「あき容器回収に関する調査」を開始</p>
昭和49年6月 7月 9月	<p>2号焼却炉内で爆C97:C125発事故が発生</p> <p>作業係の事務所を新築（し尿）</p> <p>同時にし尿汲取り体制が5班から4班になる</p> <p>アルミ缶、空きびん、業者回収を開始（モデル地区、8地区）</p>
昭和50年7月 10月 昭和51年3月	<p>衛生害虫駆除対策として公共用地等への最低限度の薬剤散布を実施</p> <p>○ し尿浄化槽清掃料金軽減措置を実施</p> <p>○ 羽村・瑞穂両町にわたるごみ終末処分地の公害防止のため、終末処分地の消毒およびパトロールを実施</p> <p>○ し尿汲取り体制が4班から3班になる</p> <p>10月 終末処分地へのごみ搬入を中止（役所内に5日間積み重ねる）</p> <p>○ 不燃ごみの中継所において手選別作業を開始</p> <p>昭和51年3月 不燃ごみ選別設備工事を竣工</p>
昭和51年4月	<p>不燃ごみの有価物選別を開始する（磁選機の設置）</p> <p>○ 条例、同施行規則を一部改正</p> <p>ごみ 1kgにつき11円 （自家搬入1kgにつき5円）</p> <p>し尿 1リットルにつき8円</p> <p>○ 「ごみ終末処分地差止めに関する仮処分命令申請」が羽村・瑞穂両町住民代表者から、八王子地方裁判所に提出される</p>

年 月	項 目
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿汲取り業務の減少により作業係を縮小する(2班体制となり、車輛数も減) ○ 市議会にごみ問題対策特別委員会が設置 ○ 住民へのごみ問題意識啓発活動の実施(21回) ○ 第1回ごみ問題懇談会を開催(自治会への啓発活動) ○ 仮処分命令申請事件に関する審尋(第1回～第7回) ○ 廃棄物の総合的処理にあたるため、三鷹市廃棄物処理対策本部を設置
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和52年5月末日までは、一定の条件を整備したうえで、ごみ投棄を許可するという内容で和解が成立
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都市廃棄物処分地管理組合を設立 ○ 焼却場、煙突の建替工事を着手 ○ 市直営による資源ごみの分別収集が開始 (ガラス、ブリキ缶、20地区78ステーション) ○ 環境部が新設し、「三鷹市廃棄物処理対策本部」の事務を引き継ぐ
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者回収事業の拡大(30地区、80ステーション)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理への市民参加を実現し、ごみ問題の改善を図るため「ごみ問題市民会議設立準備会(発起人会)」を開催
昭和52年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ問題市民会議の設立総会を開催
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却場煙突建替工事に伴う、ごみ減量運動が行われる
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不燃ごみ処理施設開発、調査のための実託
昭和52年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可燃ごみ収集を週3回とする ○ し尿浄化槽の水洗切り替えに伴う清掃経費の助成措置を行う
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙回収を月1回とする ○ アルミ缶、空きびん(カレット)の事業者責任による処理協定の締結
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ問題市民会議アンケート小委員会によるアンケート調査(6月～11月)を実施 ○ ごみ問題市民会議が本州製紙(沼津市)へ視察研修
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理組合処分地(羽村・瑞穂)の終了 ○ 緊急処分地の確保及び契約
昭和53年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武蔵野・三鷹両市民会議によるごみ問題懇談会を開催 ○ 三鷹・調布両市の不燃物共同処理施設の研究 ○ 焼却場改修工事(1月22日～3月26日)に伴う減量運動を実施 ○ 全町会・自治会に対するごみ減量説明会を開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回廃棄物展「皆で考えようごみ問題」(3月23日～3月29日)を開催 ○ 三鷹・調布両市の不燃物共同処理施設の都市計画を申請
昭和53年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武蔵野・三鷹両市民会議によるごみ問題懇談会を開催
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却場の焼却炉の爆発に伴う減量PRの実施(21日～31日)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上連雀二丁目で空きびん、カレットの分別実験収集を開始(54年3月まで)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回廃棄物展を開催

年 月	項 目
○ 12月 昭和54年1月	ごみ問題市民大会を開催 武蔵野市第2焼却場予定地（市営プール、吉祥寺北町5丁目）の発表 ペット条例の交付
昭和54年4月 ○ 6月 9月 10月 12月 昭和55年3月 ○	集団回収補助金交付制度を開始 作業係を廃止、清掃係に統合 ごみ問題市民会議委員を改選（51人。以後、2年ごとに改選） 武蔵野三鷹地区保健衛生組合塵芥処理場1・2号炉改良工事に伴う減量PR （54年9月～55年3月） 調布市との共同による粗大ごみ破碎選別処理施設を起工 東京都ペット条例可決 「ごみのリサイクルパネル展」を市内の公共施設等で開催 ペット条例の廃止
昭和55年4月 ○ 11月 昭和56年1月 2月	ごみ袋の無償支給を廃止 条例、同施行規則を一部改正 ごみ 1kgにつき20円 （自家搬入1kgにつき10円） し尿 1リットルにつき40円 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が設立 ○ 東京都市処分地管理組合の羽村処分場が完成、投入開始 ふじみ衛生組合立リサイクルセンターが稼働開始 ごみ問題市民会議・武蔵野市ごみ対策を推進する会との懇談会を開催
昭和56年4月 5月 12月 昭和57年2月	集団回収の補助金の額が改定（1kg－3円） ごみ問題市民会議委員を改選（51人） 武三保第2処理場（仮称）が着工 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場建設工事が着工
昭和57年4月 ○ 5月 7月 9月 ○ ○ 10月 12月 昭和58年3月	条例、同施行規則を一部改正 し尿手数料1便槽1,500円/回（施行は7月から） ○ 集団回収の補助金の額を改定（1kg－4円と6円） 5.30 ゴミゼロキャンペーンの実施〔以後、毎年実施〕 7月 一般世帯でし尿の汲取りが有料化となる 9月 9.6 調布市市民団体・三鷹市ごみ問題市民会議との懇談会を開催 ○ 9.26 市内一斉清掃の日を実施〔以後、昭和63年まで実施〕 ○ アルミ缶回収の事業者をアルミ缶協会から市内業者に変更 10月 武三保第1処理場（仮称）建設工事が着工 12月 北野三丁目に公衆便所を設置
昭和58年11月	し尿浄化槽水洗の切り替えに伴い、要綱を廃止 乾電池公害問題がマスコミでとりあげられ、リサイクルセンター内で乾電池を手選別する

年 月	項 目
昭和 59 年 2 月	廃乾電池等の分別収集を開始
○	ごみ問題市民会議に広報班、啓発班、渉外班の専門部会が編成される
○	三鷹台駅前に公衆便所を設置
3 月	管理組合処分地（羽村）が終了
昭和 59 年 4 月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合「日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場」に搬入を開始
5 月	ゴミゼロキャンペーンとして廃棄物リサイクル展「クリーンみたか'84」を開催
9 月	東京都市廃棄物処分地管理組合が解散
10 月	廃乾電池等を広域処分組合を通じて資源回収業者に委託し、処理する。
11 月	武蔵野クリーンセンター（武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第 2 処理場）が稼働開始
昭和 60 年 1 月	新焼却場（武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第 1 処理場）が稼働開始
昭和 60 年 10 月	浄化槽法が施行
昭和 61 年 2 月	2. 27 調布市市民団体と三鷹市ごみ問題市民会議で不燃ごみの減量について懇談会を開催
昭和 62 年 2 月	2. 1～7 ごみ問題市民会議で市内各スーパーのトレイ使用状況を調査
3 月	3. 18 調布市市民団体・三鷹市ごみ問題市民会議との懇談会（調布市市民センター）を開催
昭和 62 年 6 月	コンポストのあっせん事業を開始
7 月	7. 1 し尿汲取り業務を委託
○	不燃物ごみの収集回数増について請願が出される
10 月	10. 23 ごみ問題市民会議 10 周年記念講演会実施 早稲田大学教授 寄本 勝美氏 「廃棄物処理の今後のあり方と市民運動」
昭和 63 年 3 月	ふじみ衛生組合のし尿処理施設を廃止
○	不燃物ごみ収集回収増についての懇願が 3 月議会で採択される
昭和 63 年 4 月	三鷹市不燃物ごみ収集回数増に関する研究連絡会議を設置
○	市単独の投入施設においてし尿等の処理がはじまる
8 月	ふじみ衛生組合立し尿処理場の解体工事がはじまる
9 月	9. 22 ごみ問題市民会議、平塚市とごみ減量化について懇談会を開催
平成元年 4 月	集団回収補助金の単価を改定（一律 2 円の増額）
7 月	7. 3 可燃ごみの定期収集において古紙の選別を実施
9 月	9. 4 不燃ごみを月 2 回収集から毎週収集へ変更
○	三鷹駅南口公衆便所を改修
10 月	リサイクルセンターの不燃ごみの堆積が約 800 t となる（10 月末現在）
○	4 月の火災、5 月の破砕機の補修及びごみの排出増等により、不燃ごみをリサイクルセンターに野積みする。
○	あきびんポストを 5 セット設置
12 月	三多摩ごみ減量運動を実施

年 月	項 目
平成2年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクルセンターの不燃ごみの堆積が 500 t となる (12.15 現在) ○ 町会、自治会へ年末ごみの減量要請 (緊急ちらし 4,500 枚を配布) ○ 市内スーパー店長を招いて、ごみ減量と過剰包装の自粛について要請 <p>リサイクルセンターの不燃ごみの堆積が 500 t となる</p> <p>破砕機 (ライオン) により、リサイクルセンター内で中間処理後、日の出処分場へ搬入することが決定</p>
平成2年4月	<p>古紙は可燃ごみ (週3回) 時に収集し、第1処理場において選別をする (63年度 26 t → 元年度 133 t)</p>
7月	空きびん (空きびんポスト) 回収業者助成金 2 円/kg を交付
8月	空きびんポスト 50 セットを購入
10月	三鷹市公会堂において環境フェアを開催 (一般参加 640 人)
平成3年2月	空きびんの分別収集を開始 (コンテナ方式)
平成3年4月	空きびん (空きびんポスト) 回収業者助成金を 2 円/kg → 4 円/kg にする
7月	生ごみ分解消滅機の稼動実験を市立中原保育園で開始 (三井ホーム株式会社との共同実験、11月30日まで)
10月	庁内にまちづくり総合推進チームを発足、ごみ問題専門チームも活動を開始
○	再生資源の利用促進に関する法律 (リサイクル法)
	公布 平成3年4月26日
	施行 平成3年10月25日
平成4年4月	スチール缶の業者助成金を 15 円/kg に増額
	空きびん (空きびんポスト) 回収業者助成金を 4 円/kg → 6 円/kg にする。
○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	公布 平成3年10月5日
	施行 平成4年7月4日
7月	古紙類 (新聞、雑誌、段ボール、古着、ふとん) の分別収集を開始 (週1回。不燃ごみの日と同じ)
8月	組織改正により環境部衛生課を環境部ごみ対策課に改める
10月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合より谷戸沢処分場への搬入配分量が設定される (搬入できる許容量) ・ (平成4年度～平成8年度の5年間)
11月	三鷹駅南口公衆便所で建替工事を開始、竣工平成5年3月15日
平成5年3月	三鷹市ごみ処理総合施策を策定
○	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を市議会へ提案
平成5年4月	空きびん (空きびんポスト) 回収業者助成金を 6 円/kg → 10 円/kg にする。
○	資源ごみ集団回収事業業者助成金に雑誌 2 円/kg を新設
6月	古紙類の分別収集を月2回に変更
○	ごみ減量等推進会議を発足
○	ごみ減量等推進員として 89 人に市長から依頼状を交付
7月	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を施行

年 月	項 目
	<p>ごみ処理手数料 35 円/kg、し尿 1 便槽 5,000 円/1 回、粗大ごみ (52 品目) は 100 kg (1 m³) 未満は 1,000 円/1 回、100 kg (1 m³) 超は 5 円/kg の完全有料化 (自家搬入に関しては 20 円/kg) にする</p> <p>○ 7.11 TAMA らいふ 21 「第 3 回リサイクル文化シンポジウム」を市公会堂で開催</p> <p>○ 7.11 TAMA らいふ 21 「地域企画プログラム～生きカエルみたかのゴミ'93」を市役所中庭を中心に開催</p> <p>12 月 '94 年版リサイクルカレンダーを作成、全世帯に配布</p> <p>平成 6 年 1 月 助役名で庁内に「ごみ減量・リサイクルの推進について」を依命通達</p> <p>3 月 ごみ減量啓発ビデオ「ミタカキッズ～ゴミだけどゴミじゃない」 「緊急増刊ゴミ減量化いろは辞典」を作成</p>
平成 6 年 7 月	<p>「'94 三鷹市環境デー～今日から変わる あなたの生活～」を市役所中庭、市公会堂等で実施</p> <p>○ 粗大ごみ処理手数料 (収集 1 回 1,000 円のものに限り) の収納方法を処理券方式 (シール制) に変更</p> <p>○ 市内 86 店舗の酒販店に手数料収納業務を委託</p> <p>8 月 家庭用生ごみ処理装置等購入費助成制度を開始 (助成金額は最高 20,000 円まで)</p> <p>10 月 空きびん回収方式の変更を回収団体に通知。以後、説明会を各地で開催</p> <p>12 月 ふじみ衛生組合立リサイクルセンターに新しい不燃物処理・資源化施設が完成</p> <p>平成 7 年 2 月 牟礼地区で、回収容器前日配布方式による空きびん収集が始まる</p>
平成 7 年 4 月	井口、深大寺、大沢の一部で、前日配布方式による空きびん収集が始まる
5 月	大沢全域で前日配布方式による空きびん収集が始まる
6 月	容器包装リサイクル法が制定 (12 月 15 日施行)
	○ 清掃係に美化パトロール班が発足
7 月	市内全域で前日配布方式による空きびん収集を開始
12 月	三鷹市リサイクル市民工房を下連雀 8 丁目に開設
	○ 「リサイクルデー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
平成 8 年 7 月	三鷹台駅前公衆便所を改修 (10 月完了)
9 月	「'96 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
10 月	容器包装リサイクル法に関する「分別収集計画」を東京都に提出
	○ 三鷹市リサイクル市民工房にて、除籍図書 ¹ の無料提供を開始
11 月	三鷹市リサイクル市民工房にて、フリーマーケットを実施
平成 9 年 3 月	三鷹市ごみ処理総合施策を改定
平成 9 年 4 月	不燃ごみ収集運搬の一部委託 (4 地区分を 3 地区に再編し、3 台分を委託)
	○ 集団回収業者助成金を改定。新聞、雑誌 2 円/kg を新規増設
	○ し尿 (仮設トイレ) 1 便槽 1 回につき 5,000 円から 10,000 円に改定
5 月	空きびん・空き缶の回収容器での分別収集を試行

年 月	項 目
7月	可燃ごみの収集を週3回から週2回とし、古紙類からふとんを抜き、毎週水曜日をふとん収集日(有料)とする(可燃ごみ、資源収集を祝日も実施)
○	空きびんに加え、空き缶を同一のオレンジコンテナでの一括収集とする (これにより、直営で収集を行ってきたスチール缶の拠点回収も終了)
9月	「'97 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
平成10年1月	可燃ごみの夜間、早朝収集を下連雀三丁目地区で試行的に実施 (1/12～3/31、月・木地区、延23回、車輛2台)
2月	公共施設の一部でペットボトルの回収を開始
3月	ごみ処理場対策検討事務連絡会報告
平成10年4月	不燃ごみ収集運搬の一部を新たに委託する(3地区分3台) ※直営分残り2地区
○	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場」に搬入開始
○	集団回収業者助成金を新聞、雑誌でそれぞれ1円増額し、3円/kgに改定
○	法改正により、一般廃棄物収集運搬業許可期間が1年から2年へ変更
9月	「'98 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
○	可燃ごみ夜間・早朝収集試行実施に関する報告書がまとまる
平成11年3月	「三鷹市リサイクル市民工房」移転のため一時閉館
平成11年4月	不燃ごみ収集運搬完全委託化(6地区6台)祝日も収集開始
○	犬・猫死体収集を直営から委託化
6月	容器包装リサイクル法に基づく「分別収集計画」策定(平成12～16年度)
8月	三鷹市リサイクル市民工房が深大寺2-16-13に移転
○	新ごみ処理施設建設に向けて、調布市と覚書を締結
9月	「'99 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
○	下水道の供用開始に伴い「浄化槽清掃経費軽減措置事業の要綱及び要領」の廃止
12月	スプレー缶・カセットボンベ・エアゾール缶・使い捨てライターを「有害ごみ」として不燃ごみの日に分けて収集
平成12年4月	「三鷹市環境基本条例」の制定に伴い「三鷹市民の良好な環境をつくる条例」を廃止
○	飼い犬登録事務を環境対策課に移管、スズメバチ駆除事業を緑と公園課に移管
○	「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び条例施行規則」の一部改正
○	事業者が事業系一般廃棄物を排出する際に有料ごみ処理袋を使用すること及び空き地の管理等の規定を追加
○	組織改正により環境部ごみ対策課を生活環境部ごみ対策課に改める。
○	「2000 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
10月	可燃ごみの夜間・早朝収集を上連雀二丁目、下連雀三丁目地区で本格実施
○	分別収集計画のペットボトル部分を改定

年 月	項 目
平成 13 年 3 月	新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書がまとまる
平成 13 年 4 月	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行 ～市の粗大ごみ対象品目からテレビ（ブラウン管式）・エアコン・洗濯機・冷蔵庫を除外
7 月	新ごみ処理施設整備基本計画素案説明会を開催
11 月	大沢 1・4 丁目、野崎 4 丁目でペットボトル・プラスチック類の分別収集をモデル実施
平成 14 年 1 月	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会発足、素案の検討始まる
3 月	コンポスト容器斡旋事業を終了
平成 14 年 4 月	家庭用生ごみ処理装置助成対象金額の下限を 5,000 円から 3,000 円に引き下げる
5 月	三鷹市ごみ処理総合施策改定検討市民会議 発足
6 月	「分別収集計画」策定（平成 15～19 年度）
10 月	粗大ごみポイント制導入・粗大ごみ受付センター開設
11 月	ペットボトル・プラスチック類分別収集地区拡大（大沢 2・5・6 丁目）
平成 15 年 3 月	武蔵野三鷹地区保健衛生組合が解散
平成 15 年 4 月	武蔵野三鷹地区保健衛生組合の解散により、第 1 処理場から 三鷹市環境センター へ名称変更
	○ 粗大ごみ収集運搬・受付業務を完全委託化 （1 社 3 台・祝日も収集）し、美化パトロールの充実を図る
7 月	集団回収業者への助成金単価の変更 （新聞 1 円/kg→0 円、段ボール 2 円/kg→0 円）
9 月	「 三鷹市ごみ処理総合計画 2010 」を策定
10 月	資源有効利用促進法に基づきパソコンのリサイクルが開始 され、デスクトップパソコン本体、ノート型パソコンを粗大ごみ対象品目から除外する
平成 16 年 3 月	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会より素案報告書の検討結果について答申が出される。
平成 16 年 4 月	清掃係がリサイクル係に統合
	○ 集団回収団体の助成金単価を変更（10 円/kg→7 円/kg）
5 月	5.18.23 三鷹駅南口にて喫煙マナーアップキャンペーンを実施 〔以降、毎年実施〕
	○ 東京たま広域資源循環組合が日の出町谷戸沢処分場開設 20 周年記念イベント「多摩環境フェスティバル」を開催
7 月	第 1 回三鷹市減量・有料化市民会議を開催（計 8 回開催）
10 月	二輪車業界の自主的な取組によりバイク（オートバイ・原付自転車）のリサイクルがスタートし、原付自転車（50cc 以下）を粗大ごみ対象品目から除外する
平成 17 年 1 月	ふれあいサポート事業（ごみ出し支援と安否確認）受付を開始
2 月	ペットボトル、プラスチック類、雑紙の分別収集を開始し、それに伴い市内全域で収集日程が変更になる。
	○ 三鷹市環境センターで ISO14001 を取得

年 月	項 目
平成 17 年 4 月	三鷹市ごみ減量・有料化市民会議より答申が提出される
○	集団回収団体の品目に「雑紙」を追加
6 月	「分別収集計画」を策定（平成 18～22 年度）
10 月	10.24 ごみ減量キャンペーンを三鷹駅南口、三鷹台駅前、井の頭公園駅前、つつじヶ丘駐輪場にて実施 〔以降、毎年実施〕
11 月	二中で出前授業を実施（5 クラス）
平成 18 年 3 月	新ごみ処理施設整備基本計画を策定
平成 18 年 4 月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合から東京たま広域資源循環組合に名称を変更
5 月	5.26, 30 不法投棄防止キャンペーンを三鷹駅周辺にて実施 〔以降、毎年実施〕
6 月	6.3, 4 マイバッグキャンペーンを市内スーパー10 か所の店頭にて実施 〔以降、毎年実施〕
7 月	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内において、 エコセメント施設が稼動
10 月	ふじみ衛生組合に新施設準備室を設置
11 月	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会を設置
平成 19 年 3 月	三中で出前授業を実施（中学二年生 120 人を対象）
平成 19 年 4 月	集団回収団体の助成金単価を変更（7 円/kg→8 円/kg）
○	三鷹市ごみ減量・リサイクル協力店認定制度実施
6 月	「分別収集計画」を策定（平成 20～24 年度）
○	ごみ処理総合計画改定検討市民会議 発足
平成 20 年 3 月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015」策定
○	新ごみ処理施設整備実施計画を策定
平成 20 年 7 月 ～8 月	「一般家庭ごみ有料化に向けた基本的な考え方」について意見を聞く会を 14 回開催
10 月～11 月	粗大ごみの受付時間を延長し、土曜日でも受付を行う。また、インターネット受付（24 時間受付）も併せて実施する。
○	「一般家庭系ごみ有料化に向けた基本方針（案）」についてパブリックコメントを実施
○	「家庭系ごみ有料化に向けた基本方針」策定
11 月	井の頭、中原、新川 1・4・5 丁目において空きびん空き缶の戸別収集を実施
12 月	家庭系ごみ有料化に関する条例（平成 21 年 10 月 1 日実施）を市議会にて可決
平成 21 年 4 月	小規模事業者の登録制の開始
○	集団回収団体の助成金単価を変更（8 円/kg→9 円/kg）
○	家電リサイクル法に液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加～このため市の粗大ごみ対象品目から除外
10 月	家庭系ごみ有料化の実施
平成 22 年 2 月	新ごみ処理施設建設工事請負契約締結

年 月	項 目
3月	新ごみ処理施設運營業務委託契約締結
平成 22 年 6 月	「分別収集計画」を策定（平成 23～27 年度）
○	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」助言者会議を設置
○	ふじみ衛生組合立リサイクルセンターに新しく東棟・北棟の資源化施設完成
8月	新ごみ処理施設建設工事着工
11月	野崎 1 丁目、上連雀 6～9 丁目、新川 6 丁目、下連雀 5～9 丁目において空きびん・空き缶の戸別収集を実施
平成 23 年 3 月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」提言書の確定
平成 23 年 5 月	東日本大震災ごみ処理支援として仙台市へ職員 3 名派遣
6月	一般廃棄物焼却施設における焼却灰中の放射性物質濃度による当面の取扱いが示される（8,000 ベクレル/kg以下の焼却灰は通常処理できる）
8月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」原案の確定
10月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」原案のパブリックコメント実施
11月	下連雀 1～4 丁目、牟礼において空きびん・空き缶の戸別収集を実施
12月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」素案の確定
平成 24 年 1 月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」素案のパブリックコメント実施
○	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」施行（廃棄物の放射性物質濃度による処理・保管などの基準が示される）
3月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」策定
平成 24 年 10 月	資源物持ち去り行為の禁止を実施
11月	水曜日・木曜日地区の空きびん・空き缶の戸別収集を実施（市内全域が戸別収集となる）
12月	ふじみ衛生組合可燃ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）で試験焼却開始
平成 25 年 3 月	三鷹市環境センターの運転を停止
平成 25 年 4 月	新焼却施設「クリーンプラザふじみ」（三鷹市と調布市の一部事務組合）が稼働
○	一般廃棄物処理手数料を変更（35 円/kg→50 円/kg）
○	粗大ごみ処理券「1500 円」を導入
6月	「分別収集計画」を策定（平成 26～30 年度）
平成 26 年 3 月	「みたか 530（ごみゼロ）プロジェクト」（レジ袋の削減によるごみ減量）報告書をごみ減量等推進会議で提出
平成 26 年 5 月	東京たま広域資源循環組合が日の出町谷戸沢処分場開設 30 周年記念式典を開催
6月	衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等検討プロジェクト・チーム（通称：ごみ屋敷プロジェクト）」の設置
9月	小型家電回収事業を開始（市内 9 箇所の公共施設に回収ボックスを設置）
平成 27 年 3 月	「衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等検討プロジェクト・チーム」にて作成した中間報告書の確定
平成 27 年 8 月	「環境センター跡地利活用検討推進チーム」を設置

年 月	項 目
平成 28 年 3 月 ○	「三鷹市ごみ処理総合計画 2022」の策定 「衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等検討プロジェクト・チーム」にて作成した報告書の確定
平成 28 年 6 月 平成 28 年 8 月 平成 28 年 10 月 ○ 平成 29 年 1 月	「分別収集計画」を策定（平成 29～33 年度） ごみ分別アプリを開始 粗大ごみインターネット受付システム改修の実施 北野三丁目公衆便所の閉鎖 堆肥化センター休止
平成 29 年 4 月 ○ 平成 29 年 5 月 平成 29 年 6 月 平成 30 年 2 月 3 月	「汚れたプラスチック」を不燃ごみから可燃ごみへ分別変更 市民センター内のし尿投入口を廃止し、調布市のし尿投入口へ搬入開始 三鷹市環境センターの敷地の一部が東京都から「形質変更時要届出区域」の指定を受ける サステナブル都市政策検討チーム内にフードロス対策推進事業に係るワーキングチームを設置 粗大ごみインターネット受付システムの URL を変更 三鷹市環境センター敷地のアスファルト被覆工事が完了
平成 30 年 5 月 6 月 8 月 10 月 12 月 平成 31 年 3 月	三鷹市食べきり運動開始 環境展において国際基督教大学と協働で体験型ブースを運営 三鷹市食べきり運動協力店募集開始 第 2 回食品ロス削減全国大会への参加 水銀回収キャンペーンを実施 旧環境センターの跡地の一部を利活用した三鷹市新川暫定広場がオープン
平成 31 年 4 月 令和元年 6 月 9 月 12 月 令和 2 年 1 月 3 月	多摩川衛生組合のし尿処理施設へ搬入開始 「第 9 期市町村分別収集計画」を策定（令和 2～6 年度） バイオマスポリエチレンを使用した指定収集袋の導入 三鷹駅前南口公衆トイレ洋式化工事が完了 AI チャットボットによるごみ分別案内を運用開始 「三鷹市ごみ処理総合計画 2022（第 1 次改定）」を策定
令和 2 年 8 月 10 月 ○	粗大ごみ収集申込件数の増加（新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛の影響など）に対応するため、粗大ごみの臨時収集（直営）を開始 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため減免対象世帯への家庭系ごみ指定収集袋の交付を郵送で対応 公益財団法人流通経済研究所と「三鷹市食品ロス削減、食品リサイクル推進事業等の共同研究に関する協定書」を締結し、家庭での食品ロスの発生実態、発生要因及び食品ロス削減に関する意識・行動調査を実施
令和 3 年 10 月	粗大ごみの処理手数料（収集 1 回 1,000 円から）を品目ごとに料金を設定し、最低料金 200 円から排出できるように変更（粗大ごみ処理券 1,000 円券、1,500 円券を廃止し、200 円券を導入）

年 月	項 目
令和4年3月	市民センター内（旧第二体育館跡地）のし尿投入施設整備工事が完了・試運転開始、多摩川衛生組合のし尿処理施設への搬入終了
令和4年4月	し尿投入施設稼働
6月	「第10期市町村分別収集計画」を策定（令和5～9年度）
令和5年3月	ふじみ衛生組合「リサイクルセンター整備基本計画」を策定
令和5年8月	ふじみ衛生組合「リサイクルセンター整備実施計画」を策定
令和6年3月	「三鷹市災害廃棄物処理計画」を策定